

令和3年8月19日

## 時短要請に伴う協力金の給付申請の早期受付について (お知らせ)

時短要請に伴う協力金の給付申請について、受付開始を25日からとしておりましたが、個人事業主または中小企業については、これを20日に前倒して受付を開始することとしましたのでお知らせします。

この協力金は、個人事業主または中小企業は、前年または前々年の売上高を基準に協力金の額を算定(売上高方式)するため、時短要請期間の終了以前に申請書の作成等が可能です。

(1店舗当たりの売上高が年間約1億円以下の中小企業の場合は、原則として売上高方式での申請となるため、大多数の申請者が該当します)

そのため、1日でも早い協力金の支給を希望される個人事業主または中小企業に向けて、売上高方式で申請する場合は、時短要請期間の終了前でも申請書を受け付けるものです。

なお、時短要請期間中の売上高を基に協力金の額を算定(売上高減少額方式)する大企業等については、引き続き8月25日以降の申請受付となります。